

舞鶴市地域放課後児童クラブの概要について

舞鶴市健康・子ども部子ども支援課

1 事業の趣旨

地域放課後児童クラブは、平日の放課後や土曜日、学校の長期休業期間等に学校施設などを利用して、保護者が仕事等で昼間家庭にいない児童を安全に預かる事業です。

児童の健全育成を推進するとともに保護者の子育てに対する負担感の軽減を図るなど、地域と協働して子育て中の家庭を支援します。

※「社会生活を身につけるため」「子どもに手がかかるから」「遊び場所がないから」「友達が行っているから」といった理由での利用はできません。

2 設置主体

舞鶴市

3 運営主体

各小学校区の地域子育て支援協議会（運営委員会）

4 事業期間

毎年度 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

※新 1 年生についても、4 月 1 日からの利用が可能です。

※年度途中から利用したい、また、利用を中止したい場合は、子ども支援課または各クラブまでご相談ください。

5 対象児童

市内の小学校に就学している児童（市内に住所を有すること）

※病気等のため、集団での生活及び育成が不可能または困難である児童は利用できません。

6 開設日時

開設日	開設時間
平日（月曜日～金曜日）	放課後から午後 6 時 30 分まで
土曜日、学校振替休業日	午前 8 時から午後 6 時 30 分まで
長期休業期間（夏休み等）	午前 8 時から午後 6 時 30 分まで

※地域の実情により開設日時が変更となる場合があります。

7 開設しない日

日曜日、祝日及び年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）は休業です。

[気象警報が発表された場合]

・気象警報の発表等により学校が休校、または途中で下校となった場合、クラブは休業となります。

・土曜日や夏休み期間等学校休業日において、放課後児童クラブを開設するまでに学校が休校となる基準の気象警報が発表された場合は休業となります。

※この他にも地域の事情により臨時休業する場合があります。

8 放課後児童支援員

放課後児童支援員は、原則として地域の方で、利用児童数に応じた人数で支援にあたります。

9 保護者の負担金額

(1) 保護者負担金は、児童1人につき、下表のとおりです。

利用月	5月、6月、9月、10月、11月、2月	12月、1月	3月、4月、7月	8月
金額	5,000円	6,000円	7,000円	9,000円

※ただし、同一世帯で2人以上の児童（兄弟姉妹等）が利用している場合、2子目以降は、各月額半額となります。

(2) おやつ代は、月額1,000円～2,000円程度が必要となり、クラブにより異なります。

(3) 児童の傷害・賠償責任保険の掛け金（年間2,000円）が別途必要になります。

(4) 教材費等個人で使用するものは実費負担となります。

(5) 保護者負担金は、毎月集金袋によりお支払いいただきます。

（注）放課後児童クラブは、ある程度の期間、継続的に児童を預かる制度のため、保護者負担金は月額単位となっています。そのため、利用開始・利用中止が月の途中となるなど、実際に預かる日数が数日の場合でも負担金は1ヶ月分が必要となりますのであらかじめご了承ください。

10 保護者の負担軽減

生活保護受給世帯等及び市民税非課税世帯の方につきましては、保護者の負担軽減措置があります。

利用年度末（3月上旬頃）に利用児童の保護者の方へ案内をいたしますので、対象となる方は、市へ直接申請してください。

※詳しくは、舞鶴市健康・子ども部子ども支援課まで ☎66-1008

11 お弁当の持参

土曜日や学校の長期休業期間など、学校給食のない日はお弁当の持参が必要です。

12 保護者が用意する物

次の物が必要となりますので、保護者で用意してください。

・着替え一式（備付） ・上靴 ・コップ（プラスチック製） ・文房具 等

13 児童の迎え

地域放課後児童クラブの開設時間は、午後6時30分までとなっていますので、必ず午後6時30分までに保護者が児童を迎えに来てください。

※保護者が迎えに来られない場合は、“まいづるファミリー・サポート・センター”等の利用をお願いします。

まいづるファミリー・サポート・センター（☎64-7522）

子どもを預かってほしい方と子どもを預かる方が同センターに会員登録。お願い会員が子どもを迎えに行けない時などに、まかせて会員が子どもを迎えに行き自宅で預かります（有料）。詳しくは、「まいづるファミリー・サポート・センター」まで

14 事故保険への加入

地域放課後児童クラブへの往復途上や活動中における事故等に対応するために、傷害・賠償責任保険に加入していただきます。クラブで預かっている間に、施設の欠陥や管理上の落ち度が原因で起きたケガ等については、市が加入する市民総合賠償補償保険が適用されます。

15 利用申し込み

地域放課後児童クラブの利用を希望される方は、利用申請書と下記の書類を添付して、市子ども支援課または、各クラブへ提出してください。

【新年度当初（4月）の利用募集について】

事前に一斉募集を行います。募集期間内にお申し込みください。

【随時（5月～3月）の利用募集について】

利用希望日の1ヶ月前に子ども支援課へご相談ください。利用定員がありますので、ご利用いただけない場合があります。予めご了承ください。

※原則として、過去に利用された放課後児童クラブの負担金を滞納されている場合（兄弟姉妹を含む）は、利用できません。

事業を利用する理由	必要書類
給与所得者（常勤・日雇・パート等） ※求職中は利用できません	就労証明書（様式あり）
内職	供給先の証明書等
自営業者・農業等	確定申告書の写し、農事組合長の証明書、具体的就労状況申立書（様式あり）等
出 産（産前3ヶ月・産後3ヶ月） ※育休中は利用できません	母子手帳の写し（出産予定日記載欄）
病 気	医師の診断書
障 害	身体障害者手帳の写し、療育手帳の写し等
看護・介護	医師の診断書、介護認定書等
就学・技能訓練	在学（入学）証明書、カリキュラム等
災害	り災証明書等
そ の 他	事実を証するに足りると認める書類

※申込者が予定人数を超過した場合は、放課後自宅に誰もいない児童や低学年の児童等を優先するなど、利用者調整を行い利用者を決定することになります。

※利用申請書及び必要書類（様式あり）は、舞鶴市のホームページからもダウンロードできます。

16 利用中止

地域放課後児童クラブの利用を中止される場合は、中止する日（1週間前頃を目途）までに、「利用中止届」をクラブ、または市子ども支援課に提出してください。

※提出が遅れた場合、翌月以降も負担金がかかる場合がありますので注意してください。

また、毎月の保護者負担金を滞納している場合や、利用理由が消滅しているにもかかわらず利用されていることが判明した場合、申請内容が事実と相違した場合には、利用決定の取り消しを行い、利用中止をしていただくことがあります。

17 お問い合わせ先

舞鶴市健康・子ども部子ども支援課 TEL66-1008 / FAX62-7957

《地域放課後児童クラブ》

新舞鶴小学校区地域放課後児童クラブ	新舞鶴小学校内	TEL62-5585
三笠小学校区地域放課後児童クラブ	三笠小学校内	TEL63-8000
倉梯小学校区地域放課後児童クラブ	倉梯小学校内	TEL62-7117
倉梯第二小学校区地域放課後児童クラブ	倉梯第二小学校内	TEL62-5535
与保呂小学校区地域放課後児童クラブ	与保呂小学校内	TEL62-0208
志楽小学校区地域放課後児童クラブ	志楽小学校内	TEL62-2234
朝来小学校区地域放課後児童クラブ	朝来小学校内	TEL62-0456
大浦小学校区地域放課後児童クラブ	大浦会館内	TEL090-4767-9659
中舞鶴小学校区地域放課後児童クラブ	中舞鶴小学校内	TEL62-0203
明倫小学校区地域放課後児童クラブ	明倫小学校内	TEL75-1145
吉原小学校区地域放課後児童クラブ	吉原公民館内	TEL75-0222
余内小学校区地域放課後児童クラブ	余内小学校内	TEL75-1230
池内小学校区地域放課後児童クラブ	池内公民館内	TEL76-1255
中筋小学校区地域放課後児童クラブ	中筋小学校内	TEL75-1988
福井小学校区地域放課後児童クラブ	福井小学校内	TEL75-0036
高野小学校区地域放課後児童クラブ	高野小学校内	TEL75-2828
岡田小学校区地域放課後児童クラブ	志高会館内	TEL82-0410
由良川小学校区地域放課後児童クラブ	八雲区民センター内	TEL82-1068

18 社会福祉法人に委託の放課後児童クラブ

小学校区ごとの地域放課後児童クラブのほかに、法人施設においても開設しています。

児童センター「ふたば」 (運営法人：社会福祉法人舞鶴双葉寮)	舞鶴双葉寮内	TEL62-0122
めだかクラブ (運営法人：社会福祉法人瑞光福祉会)	なかすじこども園内	TEL76-2322
南舞鶴放課後児童クラブ (運営法人：社会福祉法人大樹会)	旧南乳児保育所内	TEL68-9960